

農地中間管理事業に関する意見（評価書）

令和5年4月24日
公益財団法人和歌山県農業公社
農地中間管理事業評価委員会

農地中間管理事業評価委員会は、同事業規程第20条第2項にもとづき審議した結果、以下のとおり評価する。

【事業実績】

農地借入、貸付面積は年々増加傾向で、令和4年度は借受面積315.0ha、貸付面積300.4haと目標面積である借受面積270haを大幅に超えるなど、農地中間管理事業を取り組み始めた平成26年度以降、過去最高の実績を達成することができたことは評価できる。令和5年度も面積拡大に向けて関係機関と連携の上、努力することを期待する。

【事業推進体制】

貸借面積の増加に伴い、公社職員の事務量やトラブル対応が増えていることから、JA、市町、農業委員会、県振興局で構成される農地活用協議会との連携を一層強め、事業推進に向けた強固な体制を整えていただきたい。

また、令和4年度からは、一部業務を人材派遣会社職員にアウトソーシングするとともに、貸借データ管理システムの改修を行い業務の効率化を図った点は評価できる。

【事業周知】

令和4年度より遊休農地の草刈りや樹木の伐採に加え、傾斜の緩和やモノレールの延長など園地条件を改善できる事業内容を追加した「和歌山版遊休農地リフォーム加速化事業」が実施されているが、目標20haに対して実績13.4haとなっている。

これは支援内容の拡充について周知が徹底できていなかったことが要因であると考えられるため、次年度においては十分な広報が必要である。

【今後の取組】

作業性および生産性が高い優良農地を中心に担い手への更なる集積に向け、引き続き農地中間管理事業の推進を図ることが必要であるが、2年間の移行期間が終わる令和7年度からは相対取引が完全になくなり、農業経営基盤強化促進法による農地の貸借は農業公社に全て集約される。このことから公社が中間保有する農地は必然的に増えることが予想されるため、関係機関も含め適切な体制整備が必要である。

以上、事業の適正かつ円滑な実施、事業の効率的かつ効果的な実施、およびそれらに付随する事項という観点から審議・評価した結果、令和4年度事業については適切であると評価する。